

令和2年度 社会福祉法人見附福社会

介護職員処遇改善に関する具体的な取組について

1 賃金改善を行う賃金項目及び方法

介護職員処遇改善加算

具体的な取組内容

「全職員共通」	⇒	・夜間業務手当を500円増額する。
「正規職員」	⇒	・定期昇給の実施（人事制度による） ・定期昇給分の賞与の増額 ・定期昇給分の夜間勤務手当の増額 ・一時金5,000円（年額）を支給する。
「準職員」	⇒	・定期昇給の実施（人事制度による） ・定期昇給分の賞与の増額 ・定期昇給分の夜間勤務手当の増額 ・処遇改善手当10,000円（月額）を支給する。
「常勤的臨時職員」	⇒	・処遇改善手当10,000円（月額）を支給する。
「非常勤的臨時職員」	⇒	・20円～70円（時給）の処遇改善手当を支給する。 ・深夜勤務2,000円（回数）を支給する。
「パート職員」	⇒	・20～170円（時給）の処遇改善手当を支給する。

介護職員等特定処遇改善加算

経験・技能のある介護職員の考え方

「経験・技能のある職員」とは、次の条件をすべて満たす職員である。

- ・介護福祉士資格を有すること（基準日令和2年6月1日現在）
- ・見附福社会に入社して10年以上であること
（退職した場合の通算はしない）（基準日令和2年6月1日現在）
- ・介護職員としての辞令を有し、介護業務が主たる業務であること

具体的な取組内容

「経験・技能のある介護職員（A）」

- ・常勤職員は11,500円～16,500円(月額)、非常勤職員は30円～50円（時給）の手当を支給する。

「他の介護職員（B）」

- ・常勤職員は4,000円～8,500円(月額)、非常勤職員は10円～20円（時給）の手当を支給する。

「その他の職種（C）」

- ・常勤職員は定期昇給（人事制度の行動考課により決定した額）を充当する。

「1～3の職員共通」

- ・令和2年12月31日及び令和3年1月1日に出勤した職員に対し、500円～1,000円（日額）支給する。

2 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。

- イ. 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ. イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ. イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。

- イ. 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

イの実現のための具体的な取組内容

○資格取得のための支援の実施

- ・介護職員初任者研修を法人負担で実施する。
- ・介護福祉士実務者研修（通信課程）の受講を希望する職員に対して全額補助する。

- ロ. イについて、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。

- イ. 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。

ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

- ロ. イについて、全ての介護職員に周知している。

3 職場環境等要件について<共通>

資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・ 処遇の改善	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
その他	非正規職員から正規職員への転換